

農地情報

はちのへのうぎょうだより平成27年7月号別紙

農地の売買、貸借の希望が次のとおり出されています。
農地を希望する方は八戸市農業委員会までお問い合わせください。
【お問い合わせ先】

八戸市庁別館5階 八戸市農業委員会 0178-43-9448 (直通)

農＝農用地区域 調＝調整区域 農他＝農用地区域他 市＝市街化区域
農外＝農振地域外 売＝売渡希望 貸＝貸付希望 借＝借受希望

● 売渡・貸付希望

大字	小字	地目	面積 (㎡)	区域	区分	10aあたり希望価格 (万円)
河原木	蝦夷館	田	2,524	調	売	総額 1,260
	大谷地	田	1,922	農	貸	水利費
	大谷地	田	2,023	〃	売	50
	大谷地	田	442	〃	〃	応相談
	大谷地	田	2,994	〃	〃	総額 100
	河原木後	田	991	調	貸	1.25
	千刈	田	2,026	農	売	350
	千刈	田	10,361	〃	〃	1,300
	千刈	田	2,478	〃	貸	無料
	千刈田	田	3,470	〃	売	応相談
	高館前	田	6,815	調	貸	水利費
	玉谷地	田	991	農	売	総額 600
	日渡	田	1,559	〃	〃	応相談
	日渡	田	991	〃	〃	80
	日渡	田	2,379	〃	貸	水利費
	日渡	田	2,578	〃	〃	水利費
	前谷地	畑	540	〃	〃	2
	前谷地	田	2,280	〃	〃	水利費
	前谷地	田	1,983	〃	売	50
	前谷地	田	3,966	〃	〃	総額1,400 (貸可 水利費)
	前谷地	田	4,633	〃	売	応相談
	前谷地	田	4,767	〃	貸	応相談
	前谷地	田	2,181	〃	売	応相談
	谷地田	田	2,280	調	〃	応相談
	谷地田	田	1,983	農	〃	700
谷地田	田	2,181	〃	貸	応相談	
長苗代	内前田	田	1,983	農	〃	500 (貸可 1)
	制札前	田	991	〃	売	500 (貸可 1)
	内前田	田	2,332	〃	売	350
	内前田	田	991	〃	〃	総額 350
	大谷地	田	4,317	農他	〃	250~300
	大谷地	田	989	農	〃	総額 50
	大谷地	田	2,246	〃	〃	総額 220
	島ノ後	田	1,210	調	貸	無料
	島ノ後	田	813	〃	〃	無料
	下碓田	田	1,983	農	〃	応相談
	下亀子谷地	田	998	〃	〃	応相談
	下亀子谷地	田	1,983	〃	〃	総額 4
	下中坪	田	2,279	〃	〃	水利費
	コブノ木	田	2,181	〃	〃	水利費
	制札前	田	1,943	〃	〃	応相談
	制札前	田	2,577	〃	〃	応相談
	制札前	田	991	〃	売	応相談

大字	小字	地目	面積 (㎡)	区域	区分	10aあたり希望価格 (万円)	
長苗代	制札前	田	2,875	農	売	400	
	中坪	田	991	〃	貸	水利費	
	中坪	田	495	〃	売	総額 30	
	中坪	田	2,006	〃	〃	応相談	
	二分谷地	田	1,722	〃	〃	350	
	谷地	田	991	〃	〃	応相談	
	谷地	田	1,586	〃	貸	水利費	
	谷地	田	2,578	〃	〃	水利費	
	尻内町	赤坂	田	3,485	農	貸	総額 3
		上谷地	田	1,659	〃	売	応相談 (貸可 応相談)
笹ノ沢		畑	910	〃	貸	総額 2	
沢合		田	717	〃	売	総額 250	
下川原		田	1,487	調	貸	応相談	
下谷地		田	1,487	農	売	100	
新川下		田	1,842	〃	〃	応相談	
杉子沢		畑	654	〃	〃	総額 200	
善右工門堰		田	991	〃	〃	総額100 (貸可 水利費)	
中堰		田	909	〃	〃	〃	
善右工門堰		畑	3,205	〃	貸	2	
善右工門堰		田	1,982	〃	売	300	
善右工門堰		田	865	〃	〃	総額 130	
善右工門堰		田	1,705	〃	〃	350	
善右工門堰		田	2,280	〃	貸	総額 2.28	
田端前		田	1,794	〃	売	200	
田端前		田	1,983	〃	〃	50	
田端前		田	1,487	〃	〃	総額 100	
田端前		田	3,703	〃	貸	応相談	
堤下		田	1,983	〃	売	応相談	
堤下	田	3,569	〃	貸	水利費		
中堰	畑	1,983	〃	〃	1		
中堰	田	2,859	〃	売	総額 300		
根市渡ノ葉	田	3,668	〃	〃	100		
根岸	田	2,446	調	〃	500 (貸可 応相談)		
前堀	畑	1,267	農	〃	総額 350		
前谷地	田	1,486	〃	貸	総額 1		
前谷地	田	2,198	〃	売	総額 180		
前谷地	田	991	〃	〃	100		
前谷地	田	991	〃	〃	総額 100		
前谷地	田	991	〃	〃	応相談		
柳館	田	2,975	〃	〃	総額 500		
柳館	田	1,834	調	〃	250		
柳館	田	991	〃	〃	総額 150		

裏面もあります

農＝農用地区域 調＝調整区域 農他＝農用地区域他 市＝市街化区域
 農外＝農振地域外 売＝売渡希望 貸＝貸付希望 借＝借受希望

● 売渡・貸付希望

大字	小字	地目	面積 (㎡)	区域	区分	10a当たり希望価格 (万円)
榎引	上川原	畑	1,124	調	貸	無料
	狐ヶ崎	田	1,634	〃	〃	米60kg
	榎引沢	田	1,466	農	売	総額 100
	小沢田	畑	491	〃	〃	150
	早口	田	1,231	〃	貸	水利費
	谷地	田	321	〃	売	総額 100
	柳ノ木	田	2,980	〃	〃	150
	是川	潟野	畑	1,459	農	貸
金谷沢		田	4,830	〃	〃	無料
権現堂向		畑	307	調	〃	無料
館前		畑	2,162	農	売	100
中苗代下		田	2,591	〃	〃	330
東ヶ沢		畑	10,215	〃	〃	100
堀田		田	3,004	調	貸	無料
堀田		畑	1,883	〃	〃	無料
水越沢		畑	5,791	農	売	100
市川町	市川	田	1,436	調	売	60
	稲荷後	畑	1,516	〃	貸	応相談
	稲荷下	田	494	農	売	応相談
	稲荷下	畑	1,010	〃	〃	応相談
	大沢下	田	2,026	〃	〃	100
	壁取下	田	2,051	〃	〃	総額 50
	壁取下	田	3,098	〃	〃	70 (貸可 水利費)
	壁取下	田	905	〃	〃	応相談
	壁取下	田	2,059	〃	貸	水利費
	上中平沖	田	1,991	〃	売	100
	小鍋下	田	4,569	〃	〃	80
	小鍋下	田	5,316	〃	〃	50
	小鍋下	田	2,280	〃	〃	総額 200
	鮫ノ口	畑	730	調	貸	応相談
	下大川端	畑	3,408	農	売	総額 350
	下大谷地	田	3,578	〃	〃	70
	下中平沖	畑・田	2,042	〃	〃	応相談
	新堀	田	3,430	〃	〃	応相談
	菅谷地	田	3,207	〃	〃	総額 4,800
	高屋敷	畑	337	調	〃	応相談
	堂ノ下	畑	381	農外	〃	応相談
	堤下	田	3,514	農	貸	水利費
	堤下	田	2,144	〃	売	総額 150
轟木前谷地	田	3,719	〃	〃	150	
夏秋	田	1,672	〃	〃	60	
吹上沖	田	2,513	〃	〃	30	
吹上沖	田	3,074	〃	〃	応相談	
船場川原	田	2,112	〃	〃	100	

大字	小字	地目	面積 (㎡)	区域	区分	10a当たり希望価格 (万円)
市川町	古館	畑	431	調	売	総額 30
	南尻引	田	3,081	農	〃	総額 500
	向谷地前	田	7,297	〃	〃	80
	向谷地前	田	3,438	〃	〃	応相談
	豊崎町	境田	田	2,156	農	売
境田		田	4,029	〃	〃	200
桜沢		畑	2,959	調	〃	総額 450
南宗坊		田	396	農	貸	無料
妙字丹内		畑	3,007	調	売	応相談
南郷市野沢字法霊長根		畑	1,762	農	売	応相談
南郷泥障作字下長根		畑・田	9,259	農	売	50
南郷大森字長森		畑	16,145	農	売	30
南郷中野字向平		畑	13,657	農	売	総額 500
沢里字上沢内		田	4,615	農	売	応相談 600
新井田字赤御堂前		田	1,651	調	貸	0.5
新井田字市子巻目 分割可		畑	2,631	〃	売	総額 2,400
新井田字外館		畑	3,035	〃	〃	応相談 (貸可 無料)
松館字岡田前		田	1,399	農	貸	総額 0.3
松館字腰廻		田	5,080	〃	売	総額 500
八幡字堰合		畑	1,688	調	貸	応相談
八幡字古川上		田	1,061	農	売	総額 180
八幡字松ノ木田		田	4,982	〃	貸	水利費
八幡字松ノ木田		田	1,793	〃	売	総額 400
八幡字八ツ役		田	1,005	〃	〃	応相談
上野字上明戸		田	3,454	農	売	応相談
鮫町字大草離		畑	1,798	農	売	応相談
鮫町字大草離		畑	2,612	〃	〃	無料 注1
鮫町字金屎		畑	8,659	調	貸	総額 6.8
田面木字中村		田	1,451	農	売	350
田面木字前田表		田	1,387	調	〃	応相談
中居林字雷		畑	2,011	市	売	総額 550
糠塚字狐森		畑	3,282	調	貸	0.8
根城字西ノ沢		畑	3,189	調	売	応相談

● 借受希望

大字	小字	地目	面積 (㎡)	区域	区分	10a当たり希望価格 (万円)
八戸市全域 (南郷含む)		畑	1~ 200,000	不問	借受	0.5
豊崎町		畑	3,000~ 5,000	不問	借受	応相談

● 買受希望

大字	小字	地目	面積 (㎡)	区域	区分	10a当たり希望価格 (万円)
榎引	通清水	田	2,000~ 3,000	不問	買受	100

注1) 土地改良区への特別賦課金は 譲受人(買主)の負担となります。

平成27年度 第2回水稻現地講習会日程表

八戸市

良質米生産による売れる米づくりを推進するため、生育に合わせた適正管理について、当市内の農家を対象として第2回水稻現地講習会を開催いたします。

○7月7日（火）

9:30~

11:00~

13:30~

15:00~

地区	集合場所	地区	集合場所	地区	集合場所	地区	集合場所
上長	はちのへ温泉うら (小笠原繁男氏水田)	上長	西高校グラウンド前 (松倉ちゑ氏水田)	豊崎	農協 豊崎支店 隣	館	沢田 ヤンマー農機うら (柳町秀光氏水田)
館	八幡 鵜対町内入口	是川	鴨平生活館前	南郷	中野公民館前 (馬場鉄男氏水田)	南郷	農協 八戸営農センター(南部) ライスセンター前

○7月8日（水）

9:30~

11:00~

13:30~

15:00~

地区	集合場所	地区	集合場所	地区	集合場所	地区	集合場所
市川	上中平沖 (木村徳尊氏水田)	市川	轟木前谷地 (鈴木福司氏水田)	下長	下長中学校うら	下長	制札前 鉄道道路沿い
是川	東前田 是川市民サービスセンターうら (下沢定雄氏水田)	大館	松館集会所前				

※ 今回の講習会は、水管理、追肥及び病虫害防除（いもち病・カメムシ被害軽減）等について行います。

「まっしぐら」の生育特性と追肥の診断についても講習します。御都合に合わせて、最寄りの場所で受講くださるようお願いします。

また、雨天でも行いますが、台風等により中止する場合がありますので、その際は、八戸市農業経営振興センターまでお問い合わせください。

【お問合せ先】八戸市 農林水産部 農業経営振興センター 電話：27-9163 担当：福田

※ 水稻生産者のみなさまへ ※

農薬を散布するときは、農薬ラベルの使用上の注意事項をよく確認し、養蜂地では、ミツバチや巣箱に農薬がかからないよう、散布前にはお近くの養蜂業者に散布計画を知らせるなど情報交換をしましょう。

なお、巣箱の位置が不明な場合は、水田所在地の市町村、農協、又は最寄りの地域県民局地域農林水産部畜産課にお問合せください。

八戸市 農林水産部 農林畜産課 電話：43-2111 内線：4052 担当：熊野
三八地域県民局 地域農林水産部 畜産課 電話：27-5111 内線：232 担当：阿部

平成27年度

農業用使用済プラスチック回収のお知らせ

地区	1回目	2回目	場所	回収時間
上長 下長 豊崎 館	7月14日(火)	11月10日(火)	中央野菜集出荷センター 【八戸営農センター(中央)そば】	午前9時 から正午
市川	7月16日(木)	11月12日(木)	いちご流通センター	

- 是川・南郷地区には、近隣に利便性の良い廃プラ処理施設がございますので、そちらもご利用くださいますようお願いいたします。
- 当日は、対象地区以外の方の持ち込みも可能です。

料 金

◆ 35円/kg (税別)

⇒農協組合員は口座引落、非組合員は現金払とし、1kgおよび1円未満切上げとします。
なお、農協組合員で口座引落の場合は農協の通帳印をお持ちください。

◆ 当日は **印鑑** (拇印・シャチハタは不可) をお持ちください。

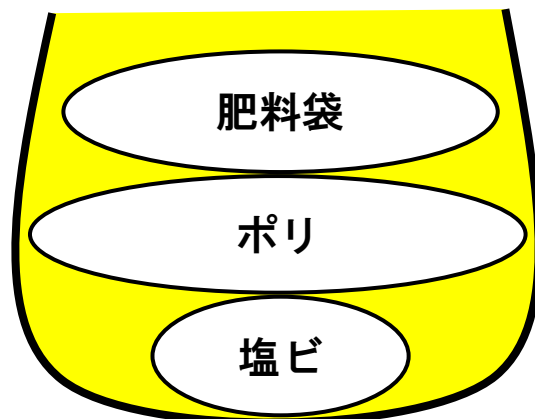
フレコンバックの貸出

大量に持込む場合は、フレコンバックを回収日の2週間前から貸出しておりますので、ご希望の方は事前に農協にお申込ください。

◆種類ごとにフレコンを分ける。

◆少量の場合には、同じ袋の中で種類が異なるものが混ざらないよう、大まかにまとめて詰込む。

◆農薬プラボトルは混入せずに、チラシ裏面を参考に洗浄・破碎して分別する。



分別回収にご協力ください！

- ・ ビニール、ポリ類 → 10kg程度にまとめ結束するか肥料袋等に入れる。
- ・ 肥料袋、農薬袋 → 完全に使いきり、十字に縛るか袋に入れる。
- ・ 育苗箱、トレイ等 → 十字に縛る。

《 分別における注意事項 》

- ①ポリ・マルチ類のポリエチレン系(PO)と塩ビ類及び肥料袋は、別々にまとめる。
- ②ポリ・マルチ類は、白(透明)とその他の色(黒・緑等)に分別する。
- ③異物(金物・木屑等)を混ぜない。

《 農薬プラボトル持込み時の注意事項 》

- ① 3回以上洗浄してから破碎する。(カッター等で半分に切る)
- ② キャップを外し、レジ袋等に入れ、他のものと分別して持込む。

※守られないと、業者に受入れを拒否される場合がありますので、ご注意ください。

◆農業用ビニールなどは「産業廃棄物」ですので、自らの責任で「適正に処理」することが必要です。

◆ながいもネットは茎葉部分を堆肥化する等、分別に努めましょう。
茎葉が絡んだものは、野焼きせずに八戸市 農業経営振興センターにご相談ください。

◆万が一、「野焼き」を発見した場合は八戸市 環境保全課又は農業経営振興センターまでご連絡ください。

処理業者に直接持込む場合

農協は、(株)青南商事八戸支店(桔梗野工業団地2丁目10-36 ☎28-8535)に委託していますが、他の業者を利用する場合には、受け入れ条件等を事前に電話等によりご確認ください。

- ◆奥羽クリーンテクノロジー(株) (八戸市豊洲3-19〈ポートアイランド〉 ☎44-1061)
- ◆(株)ノザワ 南郷リサイクル工場 (八戸市南郷大字島守字和山22-8 ☎83-2135)
- ◆第一清掃(株) リサイクルセンター内舟渡 (八戸市長苗代字内舟渡42-7 ☎21-8338)
- ◆(株)資源開発 (三沢市大字三沢字早稲田17-2 ☎0176-50-8331)

お問合せ先

◆八戸市農業用使用済プラスチック適正処理協議会事務局

(JA八戸 八戸営農センター中央内 ☎70-4051)

◆八戸農業協同組合

八戸営農センター(中央)

☎70-4051 (上長・下長・豊崎・市川・館)

八戸営農センター(南部)

☎83-2121 (是川・南郷)

補助事業の御案内

平成28年度実施予定の各種補助事業について募集いたします。
平成28年度以降に補助事業の実施を御希望される方は、各担当者までお問い合わせください。

申込〆切 平成27年8月31日(月) まで
八戸市農業経営振興センター (TEL: 27-9163)

【参考】平成28年度実施予定の補助事業について(一覧)

No.	事業名	事業の目的、内容等	補助率	事業実施主体	主な採択要件、基準等	担当者
1	特産果樹産地育成・ブランド確立事業	<p>特産果樹の導入促進や高品質でより安全・安心な特産果実の生産拡大の推進を図る。</p> <p>(1)特産果樹導入型(新植に限る)</p> <p>①生産基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 園地整備(土壌改良資材施用に限る): 補助率1/2以内 苗木、支柱、樹棚の購入: 補助率1/4以内 <p>(2)高品質生産性向上型: 補助率1/3以内</p> <p>①生産高度化施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨よけハウス、防風網(新植に限る)、防葉ネット <p>②集出荷機械施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易選果機 	左欄参照	認定農業者 営農集団等	<ul style="list-style-type: none"> 営農集団は、3戸以上の農家で組織する団体。 事業要件 ○対象果樹: りんご以外の果樹 ○受益面積 生産基盤整備→1戸当り10a以上 生産高度化施設整備→10a以上 集出荷機械施設整備→1ha以上 	中野
<p>本事業は平成28年度以降の事業内容が未確定のため、平成27年度の事業内容を参考として記載しております。</p>						
2	葉たばこ振興対策事業	<p>葉たばこ産地保全及び良質生産振興を図る。</p> <p>(1)JTの葉たばこ振興対策事業の補助事業残の10%以内、又は総事業費の1/2からJT補助金額を引いた額のいずれか低い額</p> <p>(2)集団利用機械導入事業費: 1/3以内</p> <p>(3)土壌消毒事業費: 1/3以内</p>	左欄参照	営農集団	<ul style="list-style-type: none"> (2)の事業はJT事業の対象機械は除く。 	
3	野菜等産地強化総合対策事業	<p>野菜等産地の収益性向上に向けた総合的な強化を目的として、農業者が行う以下の取組に対して支援を行う。</p> <p>(1)高品質型</p> <p>上位等級率の向上、上位規格品率の向上等に向けた簡易選別機、予冷装置、簡易冷蔵設備等の導入</p> <p>(2)省エネ・低コスト型</p> <p>燃油使用料を2割以上削減するための暖房機、内張カーテン、地中加温設備及び附帯設備等の導入</p> <p>(3)省力化型</p> <p>労働時間の削減、規模拡大、コスト低減等に向けた植付機、収穫機、管理機等の導入</p> <p>(4)施設園芸型</p> <p>低コスト簡易型ハウス、耐雪型ハウス等の導入及びこれと同時に整備するかん水装置、細霧冷房装置等の附帯設備の導入</p>	<p>県1/4以内</p> <p>※市の嵩上げは1/8以内の予定</p>	<p>農協 営農集団 農業法人 認定農業者 認定就農者 認定新規就農者等</p>	<p>【対象作物】</p> <p>野菜: トマト、ピーマン、にんにく、ながいも、ねぎ、きゅうり 冬の野菜等: ほうれんそう、ねぎ、こまつな、みずな、いちご、たらの芽、アスパラガス、ハウスにんにく、ケイコザクラ、雪下にんじん 花き: 芍薬、トルコギョウ、デルフィニウム、ヒマワリ、リトウ、アストロリア、グラジオラス その他: 夏秋いちご、葉たばこ</p> <p>※上記以外の品目については、要協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 営農集団は3戸以上の農家の組織する団体 (1)は上位規格品率あるいは上位等級品率を5%以上向上させること、又は鮮度保持期間を20%以上延長させること (3)は該当作業の労働時間を10%以上短縮すること (4)は ①パイプハウスの補助上限単価は、附帯設備を除き 4,300円/m²(税抜) ②認定農業者にあつては、施設面積が新規導入分を含めて概ね20a以上(ハウス栽培に新規に取り組む場合は3a以上)であること ③認定就農者及び認定新規就農者は、施設面積が新規導入分を含めて3a以上であること ④毎年、園芸施設共済事業又は損害保険事業等へ加入すること ⑤ハウス等の被覆資材については、耐用年数が高いPO等を使用すること 	福田

※なお、上記事業は主なものですので、他に事業実施希望がある場合はお問い合わせください。
また、No.2、No.3の事業は市税の滞納が無いことが条件になります。

裏面も御覧ください↓

【参考】平成28年度実施予定の補助事業について（一覧）

八戸市農業経営振興センター（TEL：27-9163）

No.	事業名	事業の目的、内容等	補助率	事業実施主体	主な採択要件、基準等	担当者																																																												
4	環境保全型農業直接支払交付金事業	<p>環境保全効果の高い営農活動に対して直接支援を行う。</p> <p>・支援の対象となる取組及び交付単価は以下のとおり</p> <p>【共通】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象取組</th> <th rowspan="2">対象作物</th> <th colspan="3">交付単価 (円/10a)</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>化学肥料及び化学合成農薬の慣行比5割低減</td> <td>カバークロップ</td> <td>4,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)</td> <td rowspan="2">炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用</td> <td>果樹以外</td> <td>2,200</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>果樹</td> <td>800</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3)</td> <td rowspan="2">有機農業の取組（無農薬、無化学肥料）</td> <td>そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物（飼料用米、飼料用稲、WCS用稲を除く）</td> <td>4,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,500</td> <td>750</td> <td>750</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地域特認取組】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(4)</td> <td>リビングマルチ</td> <td>畑作物</td> <td>4,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>草生栽培</td> <td>果樹</td> <td>4,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>化学肥料及び化学合成農薬の慣行比5割低減</td> <td>総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による主要病害虫防除</td> <td>りんご</td> <td>4,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>炭の投入</td> <td>全作物</td> <td>2,500</td> <td>1,250</td> <td>1,250</td> </tr> </tbody> </table>		対象取組	対象作物	交付単価 (円/10a)			国	県	市	(1)	化学肥料及び化学合成農薬の慣行比5割低減	カバークロップ	4,000	2,000	2,000	(2)	炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用	果樹以外	2,200	1,100	1,100	果樹	800	400	400	(3)	有機農業の取組（無農薬、無化学肥料）	そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物（飼料用米、飼料用稲、WCS用稲を除く）	4,000	2,000	2,000		1,500	750	750	(4)	リビングマルチ	畑作物	4,000	2,000	2,000	(5)	草生栽培	果樹	4,000	2,000	2,000	(6)	化学肥料及び化学合成農薬の慣行比5割低減	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による主要病害虫防除	りんご	4,000	2,000	2,000	(7)	炭の投入	全作物	2,500	1,250	1,250		<p>農業者団体等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農業者団体は複数（2戸以上）の農業者等により構成される任意組織。 支援対象農業者 次の①～③の要件を満たす農業者団体の構成員。 ①販売することを目的として生産を行っていること ②エコファーマーの認定を受けていること ③農業環境規範に基づく点検を実施していること 支援対象農地 農用地区域内又は生産緑地地区内の農地 エコファーマー認定に関する特例措置 次の①～④に該当する場合は、上記支援対象農業者の②の要件を満たしているものとして取り扱います。 ①共同販売経理を行う集落営農 ②導入指針が定められていない主作物 ③有機農業の取組 ④青森県特別栽培農産物認証を受けている場合 同一ほ場において1年間に複数回の対象取組を行う場合（以下複数取組）は、それぞれの取組を支援します（2取組目まで）。 【取組例】同一ほ場で主作物を複数回作付けし、主作物毎に対象取組を実施する場合 有機農業（ほうれん草）＋有機農業（ほうれん草）等 ※10a当たりの交付額は各対象取組毎の交付単価の合計になります。 地域特認取組(4)～(7)及び複数取組については、国の予算状況次第により、交付金の支払が行われない場合もございますので、御了承ください。 	福田
	対象取組	対象作物				交付単価 (円/10a)																																																												
			国	県	市																																																													
(1)	化学肥料及び化学合成農薬の慣行比5割低減	カバークロップ	4,000	2,000	2,000																																																													
(2)	炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用	果樹以外	2,200	1,100	1,100																																																													
		果樹	800	400	400																																																													
(3)	有機農業の取組（無農薬、無化学肥料）	そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物（飼料用米、飼料用稲、WCS用稲を除く）	4,000	2,000	2,000																																																													
			1,500	750	750																																																													
(4)	リビングマルチ	畑作物	4,000	2,000	2,000																																																													
(5)	草生栽培	果樹	4,000	2,000	2,000																																																													
(6)	化学肥料及び化学合成農薬の慣行比5割低減	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による主要病害虫防除	りんご	4,000	2,000	2,000																																																												
(7)	炭の投入	全作物	2,500	1,250	1,250																																																													

※なお、上記事業は主なものですので、他に事業実施希望がある場合はお問い合わせください。
また、No.4の事業は市税の滞納が無いことが条件になります。

表面も御覧ください↓

平成27年度 青森県



農薬は正しく使って安全・安心

主催 ◎青森県 共催 ◎全国農業協同組合連合会青森県本部、青森県農薬商業協同組合
青森県農業共済組合連合会、公益社団法人青森県植物防疫協会

「農薬危害防止運動」実施中

青森県では、5月1日から8月31日を「農薬危害防止運動」の実施期間と定め、農薬を正しく使い、適切に管理する取組を進めています。

農薬の使用前には、必ず農薬ラベルを確認しましょう

- ☑ 農薬ラベルには、その農薬の適用作物や使用時期、希釈倍数、使用量、成分総使用回数などの「**使用基準**」のほか、最終有効年月や使用上の注意など守るべき事項が記載されています。

- ☑ 使い慣れた農薬でも**今一度ラベルをよく確認**しましょう。



短期暴露評価の導入により使用方法が変更された農薬があります。購入した販売店や農協、県普及指導員、病害虫防除所等に確認して、使用しましょう。

散布器具は点検しましょう

- ☑ 農薬が散布器具に残ったまま使用すると、薬害や収穫物に残留することがあります。
- ☑ 農薬の使用前に**散布器具をきちんと洗ってあるか確認**し、使用後は散布器具を速やかに洗いましょう。



農薬の使用後は記録をしましょう 農薬は施錠して保管しましょう

- ☑ 農薬は使ったら、**必ず次のことを記録し、1年以上保管**しましょう。

防除日誌					
防除地	品名	品名	農薬名	防除剤	防除剤
品名	品名	品名	品名	品名	品名
月日	防除対象作物	農薬名	防除剤	防除剤	防除剤
4/15	稲	〇〇農薬	〇〇農薬	〇〇農薬	〇〇農薬
5/12	アサギソウ	△△農薬	△△農薬	△△農薬	△△農薬
6/3	アサギソウ	××農薬	××農薬	××農薬	××農薬

使用年月日、使用場所、対象作物、農薬名、使用量、希釈倍数

- ☑ 農薬は**施錠できる専用の保管庫等で保管**してください。

使用の際は、農薬を飛散させないようにしましょう 住宅地や学校の周辺で、農薬を使用する場合は事前に幅広くお知らせしましょう

- ☑ 周辺の農作物や住宅、学校、畜舎、みつばちなどに**飛散しないよう**、風の向きや強さなどに細心の注意を払いましょう。



- ☑ 近くでみつばちを放している場合は、みつばちへの影響が大きい農薬の使用を控えましょう。また、**養蜂家と農薬の使用時期や巣箱の位置などの情報を交換**しましょう。



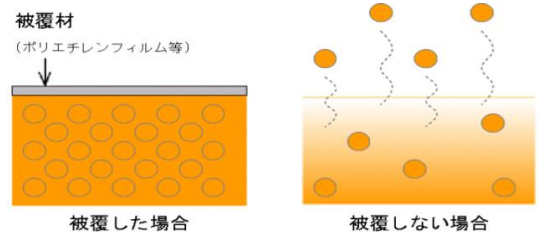
- ☑ 水稲の苗代跡で野菜などを栽培する場合は、箱施用剤がこぼれて苗床に残らないよう、シートなどを敷く、他の場所で処理するなどの対策を必ず行ってください。

- ☑ 近くに住宅や学校等がある場合は、農薬を使用する目的、農薬の種類、使用時期、連絡先などの情報をチラシ、看板等により**事前に幅広くお知らせ**しましょう。

- ☑ **化学物質に敏感な方**が住んでいることを把握している場合は十分配慮をしましょう。

クロルピクリン剤など土壌くん蒸剤を使用する際は、必ず「被覆」してください

- ☑ クロルピクリン剤など土壌くん蒸剤を使用する際は、**ポリエチレンフィルム**などでしっかり「被覆」してください。
- ☑ **住宅、畜舎等の近くで使用する場合**は、風の向きや強さに十分注意するとともに、**厚さ0.03mm以上**のポリエチレンフィルムやガスを透過しにくいフィルムで被覆してください。



水田で使用した農薬が河川に流れ出るのを防ぎましょう

- ☑ 除草剤などの農薬を散布したら、効果を高め、河川への流出を防ぐため、散布後**7日間は止め水**にし、落水やかけ流しはしないでください。
- ☑ 畦畔の穴は埋めるなどし、漏水を防ぎましょう。



農薬の空き容器は産業廃棄物です

- ☑ **自分で焼却することや一般のゴミとして排出することは禁止**されています。処理するには、市町村や農協に確認し、その指示に従ってください。

健康管理に注意し、農薬中毒などの事故を防ぎましょう

- ☑ 農薬事故の多くは、マスクや防除衣などの装備が不十分であったり、体調が万全でないまま作業に従事したり、強風下で散布するなど、作業者の不注意により発生しています。
- ☑ 日頃の健康管理に十分留意するほか、体に異常を感じたら、すぐ医師の診断を受けてください。

■体に異常を感じたら・・・

農薬の中毒症状は、おう吐、下痢、腹痛、頭痛、かぶれ等様々あります。体に異常を感じたら、農薬の容器を持って、ただちに医師の診断を受けてください。なお、処置法等が不明の場合は医師から下記に問い合わせてもらってください。

◇公益財団法人 日本中毒情報センター (<http://www.j-poison-ic.or.jp/>)

中毒110番	一般向け (情報提供無料)	医療機関向け (1件2,000円)
大阪 (365日 24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば (365日 9時~21時対応)	029-852-9999	029-851-9999

●農薬の使用に関する問い合わせ先

機関名	所在地	電話番号
青森県農林水産部 食の安全・安心推進課	青森市長島 1-1-1 県庁南棟 5F	017-734-9353
青森県病害虫防除所	青森市第二問屋町 4-11-6	017-729-1717
東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	青森市長島 2-10-3 青森フコク生命ビル6F	017-734-9961
中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	弘前市蔵主町 4	0172-33-2902
黒石普及分室	黒石市緑ヶ丘 95	0172-52-4335
三八地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	八戸市尻内町字鴨田 7	0178-23-3794
三戸普及分室	三戸町同心町字同心町平 54-7	0179-23-3264
西北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	五所川原市栄町 10	0173-35-5719
つがる普及分室	つがる市木造桜木 9-1	0173-42-2222
上北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4281
三沢普及分室	三沢市東岡三沢 1-1-7	0176-53-2498
下北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	むつ市中央 1-1-8	0175-22-2685

飼料用米等の新規需要米の 取組計画書の提出期限が延びました！

提出期限は「7月末日」までです！

取組計画書の提出

- ① 飼料用米等に取り組む農業者等は、需要者との販売契約書等の必要書類を添付して、**取組計画書を7月末日までに地域センター等に提出**してください。
- ② 飼料用米等を集荷業者等に出荷したい場合や、集荷業者等と出荷契約した飼料用米等を増やしたい場合は、**期限までに集荷業者等に申し出**てください。
- ③ 既に営農計画書を提出している方で、飼料用米等の取組計画を新たに提出する等、**営農計画に変更が生じた場合は、地域協議会に営農計画書の修正を申し出**てください。
- ④ なお、申請を行わなかったり、期限を過ぎて申請した場合、飼料用米等への交付金が受給できなくなりますので、必ず期限までに申請を行ってください。

※ 詳しい添付書類は、最寄の地域センター等にお尋ねください。

手続きの流れ



飼料用米等の取組計画等に関する問い合わせ先(地域センター)

青森地域センター	017-777-3512
八戸地域センター	0178-29-2114